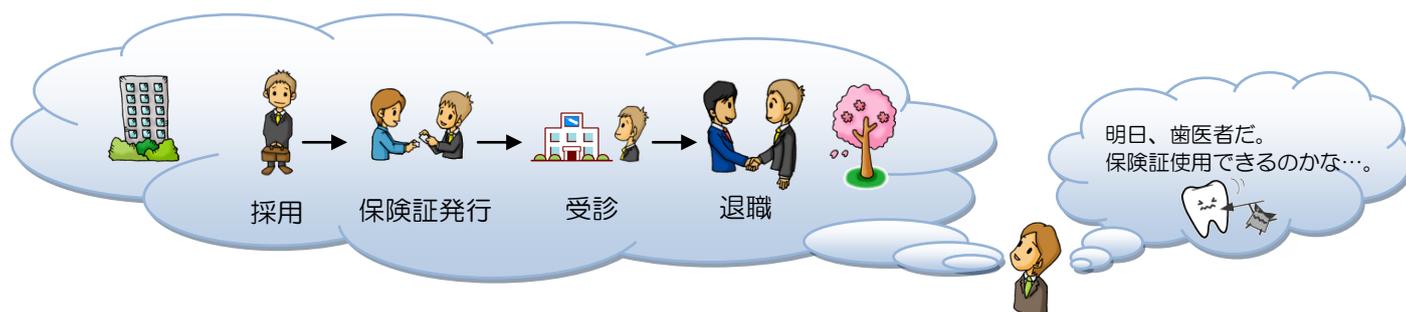


“退職時には保険証を
必ずご返却ください！”



ご退職後は現在お持ちの保険証を
使用することができません。

保険証は、ご家族の分も含め

事業所へご返却いただきますようお願いいたします。

使用できない保険証で受診した場合は、
医療費の保険負担分を、返還いただく
こととなりますので、ご注意ください。



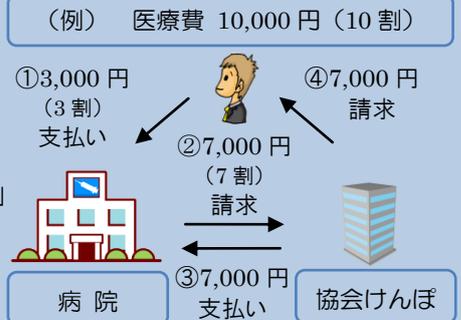
退職後に在職時の保険証を使用してしまったら…



- ◆ 退職後に受診した医療費は**被保険者本人の全額負担**になります。

(例) 医療費が 10,000 円の場合、あなたは 3,000 円を病院に支払うこととなりますが、残り 7,000 円の医療費は後日「協会けんぽ」からあなた宛てに請求されます。結局、あなたが 10,000 円全額を負担することになります。

- ◆ **資格がなくなった保険証は使用せず、すみやかに返却しましょう！**



そうか～。医療費といっても病院で支払った 3,000 円がすべてじゃないんだね。けど、退職後すぐ国民健康保険に加入していれば問題ないんじゃないの？



退職後、国民健康保険に加入していても…



- ◆ 国民健康保険(以下「国保」)は市区町村が運営している保険のため、**協会けんぽとは別の保険**です。そのため、7,000 円は、本来、国保が負担する必要があります。
- ◆ 受診した時点で「国保」に加入している人の医療費を協会けんぽで負担することはできません。

別の保険！



なるほど！健康保険＝協会けんぽのイメージがあったけど、違うんだね。そうすると、協会けんぽから 7,000 円の請求をされないためにはどうしたらいいだろう？



協会けんぽから医療費請求されないためには…

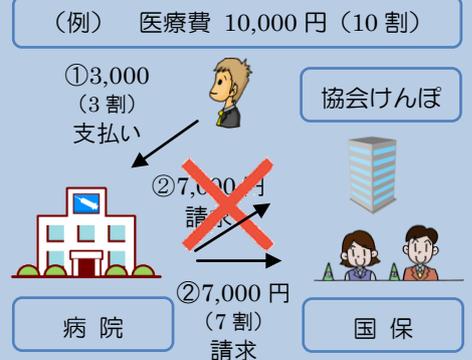


- ◆ 新しい保険証をすぐに病院に提示して、「**国保**」に変わったことを**伝えてください**。
- ・病院が 7,000 円の請求を「国保」に変えると、協会けんぽから医療費請求されることはありません。

新しい保険証をお持ちしました！



「国保」に加入されたんですね！



なるほど、そういうことだったのかー！
退職後には保険証を使用しないという、加入者一人ひとりの心掛けが大切だね！



医療費を全額自己負担した場合には「療養費制度」のご利用を！

- ◆ 上のケースで、協会けんぽに医療費の 7,000 円を支払った場合は、後から**国保へ請求をすることで 7,000 円の払い戻しを受けることができます**。これを「療養費(りょうようひ)制度」と言います。
- ◆ 最初から病院で 10,000 円全額を支払った場合にも、同様に国保から払い戻しを受けることができます。

